

八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成 28 年 3 月 1 日 施行

平成 29 年 4 月 1 日 改正

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日 改正

令和 2 年（2020 年）3 月 1 日 改正

令和 3 年（2021 年）3 月 1 日 改正

令和 4 年（2022 年）1 月 1 日 改正

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより、高齢者の介護予防と地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱における用語は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施をはかるための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）の例による。

（実施主体）

第 4 条 総合事業の実施主体は、八王子市とする。

2 市は、総合事業の利用者及びサービス内容の決定を除き、事業について、適切、公正かつ効率的に実施することができると思われる団体等に対し、指定、委託又は補助により実施することができる。

（対象者）

第 5 条 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に定める総合事業のサービス（以下「第一号事業」という。）の対象者は、省令第 140 条の 62 の 4 に基づき、次の各号のいずれかに該当する被保険者（以下「被保険者等」という。）とする。

（1）居宅要支援被保険者

（2）平成 27 年厚生労働省告示第 197 号に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。第 1 号様式）の質問に対する回答の結果が、別表 1 に掲げるいずれかの基準に該当する者（以下「事業対象者」という。）

2 基本チェックリストの対象者は、次に掲げるものとする。

（1）法第 9 条第 1 号に定める被保険者のうち、要支援又は要介護認定を受けていない者。

（2）要支援の認定を既に受けている者で、かつ認定の有効期間の終了にあたり、要介護又は要支援認定申請を行わない者。

(3) 前2号の規定に係わらず、市が総合事業の評価・検証を目的とした取り組みを行う場合に限り、基本チェックリストの対象者を別に定めることができるものとする。

3 法第115条の45第1項第2号に定める総合事業のサービス(以下「一般介護予防事業」という。)の対象者は、法第9条第1号に定める被保険者とする。

(事業対象者の認定手続き及び被保険者証の発行)

第6条 事業対象者の認定を受けようとする被保険者等は、次に掲げる書類を、市又は八王子市地域包括支援センターに当該本人が提出するものとする。ただし、届け出を本人が直接提出できない理由(入院中である、提出窓口が遠い、外出に支障がある等)がある場合は、家族又は法第79条第1項に規定する指定を受けた指定居宅介護支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)が代行により提出することができる。

(1) 本人が実施した基本チェックリスト

(2) 法第115条の45第1項第1号二に定める第一号介護予防支援(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)を提供する八王子市地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した、市が別に定める届出書

2 八王子市地域包括支援センターは、前項各号に掲げる書類の作成及び提出を支援するものとする。

3 市は、第1項の規定により提出された書類を確認し、別表1に掲げる基準により、事業対象者を認定する。

4 市は、前項に基づき事業対象者に認定された被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した被保険者証を発行するものとする。

(1) 事業対象者である旨

(2) 基本チェックリスト実施日

(3) 介護予防ケアマネジメントを提供する八王子市地域包括支援センターの名称

5 事業対象者の認定を受け、前項に定める被保険者証の交付を受けた被保険者は、市に旧被保険者証を返付するものとする。

(第一号介護予防支援の提供)

第7条 対象者に対する介護予防ケアマネジメントの提供は、八王子市地域包括支援センターが行う。(ただし、指定介護予防支援事業所で行う介護予防支援で提供するものを除く。)

2 八王子市地域包括支援センターは、前項の介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

3 介護予防ケアマネジメントの提供にかかる事業対象者との契約等に関する事務等については、法第115条の22第1項に定める指定を受けた指定介護予防支援事業所で行う介護予防支援の提供に準じる。

(事業対象者の第一号事業の利用開始日)

第8条 第6条第3項の規定により認定した日が、要支援認定有効期間内にある場合は、介護予防ケアマネジメントを除き、その認定有効期間が満了する日の翌日から事業対象者として第一号事業を利用できるものとする。

(基本チェックリストの有効期間)

第9条 基本チェックリストの有効期間は前回の実施日より概ね3年が経過する日とし、必要に応じて再度実施するものとする。ただし、事業対象者の状態や環境の変化に応じ、適宜実施することを妨げない。

(事業対象者認定の終了日)

第10条 事業対象者認定の終了日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 要介護または要支援の認定を受けた場合、その認定日の前日をもって終了とする。

(2) 第9条に基づき実施した基本チェックリストの回答が、別表第1に掲げる基準に該当しない場合は、実施日の属する月の末日をもって終了とする。

(3) 事業対象者の申し出により、第一号事業の利用が不要となる場合は、第一号事業の提供終了となる日の属する月の末日をもって終了とする。

2 市は、前項の確認をした後、第6条第4項各号に掲げる事項を削除した被保険者証を交付するものとする。

3 前2項の規定により、事業対象者認定が終了した被保険者は、前項に掲げる被保険者証の交付を受けた後、市に旧被保険者証を返付するものとする。

(事業の内容)

第11条 総合事業の構成及び事業内容は、別表第2のとおりとする。

2 別表第2に掲げる事業の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

(関係機関との連携)

第12条 市は、事業を実施するに当たり、関係する機関との連携を図り、総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(苦情処理)

第13条 市は、利用者及びその家族からの総合事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 市は、総合事業のサービスに関する利用者及びその家族からの苦情等の相談のうち市で対応できないものについて、東京都国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条に基づき東京都知事の認可を受け設立された団体をいう。以下同じ。)に依頼することができる。

4 市は、前項の規定に基づき、第11条の別表第2に掲げるサービスのうち指定事業者が行うサービスに関する利用者及びその家族からの苦情等の相談のうち市で対応できないものについて、利用者及びその家族からの申立てに基づく事業者に対する調査及び指導助言を東京都国民健康保険団体連合会に依頼することができる。

5 市は、法第115条の45の3第1項に定める指定事業者に対し、次の各号に掲げる事項を義務付けるものとする。

- (1) 前項の規定に基づき市の依頼を受けて東京都国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すること。
- (2) 東京都国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- (3) 東京都国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 (2020 年) 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 (2021 年) 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 (2022 年) 1 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

--

基本チェックリスト

申請日：

（八王子市 第一号事業対象者認定・更新申請書）

年 月 日

被保険者番号								基本チェックリスト実施日		年 月 日	
ふりがな								明・大・昭	性別	男・女	
氏名								生 年 月 日	年 月 日		
住所	〒							電 話：			

番号	質問項目	回答（いずれかに）	
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか	はい	いいえ
12	BMI（体格指数）が18.5未満ですか	はい	いいえ
	BMIは 体重（kg）÷身長（m）÷身長（m） で求められます。 計算をするとき、身長はcm（センチ）ではなく m（メートル） を使います。		
13	半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか	はい	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

特に指定がない場合は、ここ1年間の状況についてお答えください。

この基本チェックリストは、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます）のサービス事業の利用対象となる方（事業対象者）を認定するためのものです。事業対象者と認定された方は、総合事業のサービスである「介護予防・生活支援サービス事業」および「一般介護予防事業」を利用することができます。

また、回答の結果により、高齢者あんしん相談センター等にこの情報を提供し、介護予防の取り組みに関するご案内させていただいております。

あなたの担当

高齢者あんしん相談センター	居宅介護支援事業所

市事務処理欄	
システム入力日	システム入力者
年 月 日	
高齢者福祉課 確認	介護保険課 確認

別表第1（第5条関係）

事業対象者に該当する基準（平成27年厚生労働省告示第197号に準ずる。）

第1号様式の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当	（複数の項目に支障）
第1号様式の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当	（運動機能の低下）
第1号様式の質問項目No.11～12の2項目の全てに該当	（低栄養状態）
第1号様式の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当	（口腔機能の低下）
第1号様式の質問項目No.16に該当	（閉じこもり）
第1号様式の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当	（認知機能の低下）
第1号様式の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当	（うつ病の可能性）

（注）

1 この表における該当（No.12を除く。）とは、別添1の回答部分に「1. はい」または「1. いいえ」に該当することをいう。

2 この表における該当（No.12に限る。）とは、 $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{(m)}$ が18.5未満の場合をいう。

別表第2（第11条関係）

事業構成		対象者	事業内容	
介護予防・生活支援サービス事業	第1号訪問事業	予防訪問介護相当サービス（従来型）	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）の介護予防訪問介護に相当するサービスを提供する。	
		訪問型サービスA（緩和型）	身体介護を伴わない調理、掃除、買い物等の生活支援サービスを提供する。	
		訪問型サービスB（住民主体型）	住民主体による地域の多様な困りごとに対応する生活支援サービスを提供する。	
		訪問型サービスC（短期集中予防型）	保健・医療の専門職が中心となり、虚弱状態の予防や生活課題の改善を図る短期集中予防サービスを提供する。	
	第1号通所事業	予防通所介護相当サービス（従来型）	要綱第5条第1項に規定する対象者	旧法の介護予防通所介護に相当するサービスを提供する。
		通所型サービスB（住民主体型）		住民主体による、セルフマネジメントの定着及び社会参加の促進を図るサービスを提供する。
		通所型サービスC（短期集中予防型）		保健・医療の専門職が中心となり、高齢者の自立支援や生活行為の改善を図る短期集中予防サービスを提供する。
第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）			要綱第5条第1項に規定する対象者に対し、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。	
一般介護予防事業	介護予防把握事業	法第9条第1号に規定する者	法第9条第1号に規定する第一号被保険者の状態を把握し、介護予防・生活支援サービス又は一般介護予防事業につなげる。	
	介護予防普及啓発事業	要綱第5条第1項及び第2項に規定する対象者	介護予防に資する介護予防教室、講演会、相談会等の開催及び普及啓発のためのパンフレット等の作成、配布等を行う。	
	地域介護予防活動支援事業		高齢者の介護予防と生きがいづくりの場を提供する。	
	地域リハビリテーション活動支援事業	要綱第5条第3項に規定する団体等	リハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場やサービス提供事業所において、指導者等に対し介護予防に関する技術的助言及び支援を行う。	
	一般介護予防事業評価事業	要綱第5条各項に規定する対象者等	一般介護予防事業の実施方法等の改善等を図るために、その達成状況等の検証等により評価・改善を行う。	